

令和 7 年 5 月 1 日
大 阪 市 福 祉 局

大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター
心理判定業務担当職員（会計年度任用職員）募集要項

1. 募集人数

1 名程度

2. 応募資格

次の(1)～(3)の受験資格すべてに該当する者がこの試験を受けることができます。

(1) 公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会が認定する臨床心理士資格を有する者または公認心理師法（平成 27 年法律第 68 号）に規定する公認心理師資格を有する者。かつ、臨床心理士、公認心理師としての実務経験がある者

(2) パソコン操作が可能な者

(3) 地方公務員法第 16 条各号（5 ページ参照）に該当しない者

※年齢、学歴は問いません。

※日本国籍を有しない方も受験できます。ただし、日本国籍を有しない方で、就職が制限されている在留資格の方は採用されません。

3. 業務内容

大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター内において、次の業務を行う。

(1) 就学前の発達障がい児等の診断に係る心理判定業務

(2) 新版K式発達検査 2020、WISC-V 等の発達及び知能検査を実施し、程度判定

(3) 医師の指導のもとに、本人、保護者、支援者に対して心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活を促進するため必要な助言

(4) 利用できる福祉サービスについて情報提供

4. 任用期間

令和 7 年 8 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの期間

※勤務実績に応じて再度任用される場合があります。（2 回まで最長 3 年）

5. 勤務条件等

(1) 勤務時間・日数

午前 9 時 00 分から午後 5 時 15 分、または午前 9 時 15 分から午後 5 時 30 分まで（休憩時間 45 分）

週 30 時間（1 日 7.5 時間×週 4 日）

(2) 休日

・日曜日及び土曜日

・国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

・12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日（前号に掲げる日を除く）

・月曜日から金曜日までのうち所属長の指定する 1 日

(3) 勤務場所

大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター

(4) 報酬等（1年目）

報酬（月額）※1	185,832 円～224,924 円
期末手当※2 （12月に支給）	220,675 円～267,097 円
勤勉手当※3 （12月に支給）	126,830 円～153,510 円
年収見込	1,834,161 円～2,219,999 円

※1 採用されるまでの職歴等によって上記の範囲内で決定されます。

※2 期末手当は1年目は1.1875月分ですが、再度の任用がされた場合2年目（6月・12月に支給）は2.5月分となります。

※3 勤勉手当は1年目は0.6825月分ですが、再度の任用がされた場合2年目（6月・12月に支給）は2.1月分となります。

・上記の他に通勤手当等が支給されます。

・上記報酬等は、募集時点のものです。給与改定等により採用時には変更されることがあります。

(5) 休暇等

会計年度任用職員の勤務時間、休日、勤務時間に関する規則に基づき付与されます。

年次休暇	付与日数：12 日 付与期間：令和7年8月1日（任用日）～令和8年3月31日（任期满了日）
特別休暇	【有給】 ・夏季休暇 ・忌引休暇 ・産前産後休暇 ・結婚休暇 ・配偶者分べん休暇 ・育児参加休暇 ・災害等による通勤時の出勤困難な場合 等 【無給】 ・生理休暇 ・妊娠障害休暇 ・育児時間休暇 ・子の看護休暇※1 ・短期介護休暇※1 ・ドナー休暇 (※1) 別途取得要件あり

その他、育児休業等制度、介護休暇等制度、病気休暇制度あり。（別途取得要件あり）

(6) 社会保険

健康保険（共済組合短期組合員）、厚生年金保険、雇用保険

(7) 服務

・地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規定の対象となります。

・営利企業への従事（兼業）については可能です。ただし、その場合でも、職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律については適用となるため、留意してください。

(8) その他

受験資格がないこと並びに申込みの内容及び受験提出書類等に虚偽のあることが認められた場合には合格を取り消すことがあります。

6. 選考方法

(1) 第一次試験 小論文（応募時提出分）

(2) 第二次試験 筆記試験及び口述（面接）試験

7. 第二次試験の選考日時及び選考会場

(1) 日時 令和7年7月8日(火) 午前9時集合

(2) 場所 大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター 会議室

※詳細な時間・場所等は、申込者あて送付する「受験案内」により通知します。

8. 申込方法等

(1) 申込書類

次の書類等を、角形2号封筒（封筒の表に「心理判定業務担当職員申込書等在中」と朱書きのこと）に入れ、簡易書留や特定記録等の配達の確認が可能な方法により送付、もしくは持参してください。

※簡易書留等以外の方法により送付された場合の事故については責任を負いません。

※郵送料金不足の場合は受け付けません。

※書類等に不備がある場合は、選考試験を受験できないことがあります。

1	大阪市会計年度任用職員採用申込書 ※過去3か月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真を必ず添付してください。 ※採用申込書は所定の様式（両面印刷）に限ります。	1 通
2	申し立て書 ※申し立て書は所定の様式に限ります。	1 通
3	「受験案内」送付用の定型封筒（長型3号） ※必ず宛先を記載のうえ、110円分の切手を貼付してください。	1 通
4	応募資格（臨床心理士または公認心理師）の確認について 次の（ア）～（ウ）のいずれかの書類を添付してください。 （ア）学校教育法による大学院で臨床心理学に関する専門課程を修了した人 …修了証明書（修了証書の写）及び成績証明書 （イ）臨床心理士認定資格を有する人 …臨床心理士資格認定証（写） ※再交付申請中等の場合は、その旨がわかるもの （ウ）公認心理師認定資格を有する人 …公認心理師認定証（写） ※再交付申請中等の場合は、その旨がわかるもの	（ア）は 各1通 （イ）（ウ） は1通
5	小論文 ※「発達障がいのある子どもへの支援について」自分の経験を踏まえ、 800字程度 ※自筆または、パソコンでの作成可	1 通

(2) 申込方法

・申込期間

令和7年5月1日（木）から令和7年6月20日（金）まで

※持参の場合は、令和7年6月20日（金）までの午前9時30分から午後5時まで

（ただし、平日午後0時15分から午後1時、及び土、日、祝日を除く）

※送付の場合は、令和7年6月20日（金）まで（当日必着）

・提出先及び申込書類配布場所

大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター診療所（2階）

〒547-0026 大阪市平野区喜連西6丁目2番55号
(最寄駅) Osaka Metro 谷町線「喜連瓜破」駅
①号出口を出て西へ約200m

(3) 受験案内の送付

試験の時間等の詳細については、令和7年6月26日(木)頃に発送する受験案内により申込者本人あてに通知します。

なお、令和7年7月1日(火)までに受験案内が届かない場合は、心身障がい者リハビリテーションセンター診療所(電話(06)6797-6567)あてご連絡ください。

※一次試験で不合格の場合は、結果通知書の送付のみとします。

9. 試験結果の発表

- ・試験結果は令和7年7月17日(木)頃に発送し、可否に関わらず受験者本人あてに文書で通知します。なお、試験結果等については電話等でのお問い合わせにはお答えできません。また、令和7年7月24日(木)までに可否通知が届かない場合は、心身障がい者リハビリテーションセンター診療所(電話(06)6797-6567)あてご連絡ください。

※合格基準を定めていますので、一定の基準に達しない場合は、不合格となります。

- ・合格者は、採用候補者名簿に登載され、当該名簿に記載された者の中から採用予定者を決定します。
- ・採用候補者名簿に登載された採用予定者以外の者は、採用予定者の採用辞退等で欠員が生じた場合に、その都度、採用予定者としてします。

なお、採用候補者名簿の登載期間は令和8年3月31日までです。

- ・採用候補者名簿に登載されても、採用時期が令和7年8月2日以降になる場合や、採用されない場合があります。
- ・合格後、若しくは採用候補者名簿の登録後に受験資格がないこと又は申込みの内容に虚偽が認められた場合には、合格・登録を取り消すことがあります。

10. その他

- ・この試験において提出された書類等は、受付後返却しません。
- ・受験に際して大阪市が収集した個人情報は職員採用試験の円滑な遂行のために用い、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例に基づき適正に管理します。

11. 問合せ先

大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター診療所(2階)

〒547-0026 大阪市平野区喜連西6-2-55 電話(06)6797-6567

応募にあたって

大阪市においては、市民から信頼される市政の実現を図るため、服務規律の確保に関して、様々な取組及び遵守すべき事項を定めており、また、適宜、管理監督者からの指導が行われます。

次に記載している条例等の内容は、その一部を抜粋したものです。心得た上で、申込を行ってください。

【大阪市職員基本条例】（抜粋）

（倫理原則）

第4条 職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、常に厳しく自らを律して服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。

（職員倫理規則）

第8条 市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則（以下「職員倫理規則」という。）を定めるものとする。

2 職員倫理規則には、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。

【その他遵守すべき事項の例】

- ・勤務時間中は、常に清潔な身だしなみを心がけ、市民に不快感を覚えさせないようにすること
- ・勤務時間中は喫煙をおこなわないこと
- ・勤務時間中は、身体に入れ墨がある職員にあつては、それを市民に見せないこと
- ・入れ墨の施術を受けないこと

（参考）【地方公務員法第16条（抜粋）】

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者